

返還期限猶予願は、スカラネット・パーソナルから提出ができます

スカラネット・パーソナルからの提出には、一定の条件があります。

スカラネット・パーソナルから提出できない方は、奨学金返還期限猶予願の用紙に記入の上、郵送でご提出ください。

※奨学金返還期限猶予の申請の条件や手続きについては、ホームページにてご確認ください。



返還期限猶予制
度の申請手続き

スカラネット・
パーソナル

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。

※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。(コピー不可)

奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー(個人番号)を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 年 月 日

☐	全ての奨学生番号について希望する	奨学生番号		
※必ず奨学生番号を記入してください				
☐	右欄に記入の奨学生番号について希望する			
フリガナ		生年月日	(西暦) 年 月 日生	
本人氏名				
本人住所	〒			
電話番号	(自宅) — —	(携帯) — —		
勤務先	勤務先名	勤務先電話番号	— —	
外国居住の場合の日本国内連絡先	〒 住所	連絡先氏名		
		連絡先電話番号	— —	

【申請内容・期間について】「できるだけ早い時期」に✓がある場合は、審査時の次回返還期日を猶予開始月とします。

希望の猶予開始月以前に延滞された場合は、審査時の次回返還期日を猶予開始月とします。

奨学金返還期限 猶予 を希望する

希望猶予期間	いずれかの口に✓をつけてください	いずれかの口に✓をつけてください (口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、12か月として取り扱います)
	☐ できるだけ早い時期	☐ 12か月
	☐ (西暦) 年 月 ~	☐ (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください)
※希望猶予期間より前に延滞となった場合は、延滞となった月から猶予を開始します。(最長12か月)		
申告	第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、以下のどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)	
	私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となつて いる ☐ いない ☐	

【願出の事由】・口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。
・通常の返還が困難な事情等がある場合は、【特記事項】欄に記入してください。

事由	☐ 経済困難 ☐ 失業中 ☐ 傷病 ☐ 災害 ☐ 生活保護受給中 ☐ その他 ()
	※第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、「経済困難」及び「その他(新卒等)」による事由のみ適用されます。他の事由は通常の返還期限猶予となります。
保険証申告欄	証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口に✓してください。 私の健康保険証は ☐ 国民健康保険ではない
【特記事項】 返還期限猶予のご申請にあたり特記事項がある場合は、わかりやすく具体的に記入してください。	
※年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。	

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。

15-38_20240701

※適用希望月の前々月末までに願ひ出てください。

②裏面

表面の「※1」、「※2」の説明です。ご確認ください。

※1 「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)の対象となっている方は、貸与を開始する際に交付された奨学生証にその旨記載されていますので、ご確認ください。

※2 地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族をいいます。
これらに該当する方については、本機構が定める条件を満たしている場合に限り、「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」による猶予が適用されます。

以下のことについて、ご了承ください。

- 承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となり、振替口座への請求、払込取扱票発送、本人又は連帯保証人・保証人への請求行為も停止できません。
- 審査の結果、承認する場合には、返還期限猶予の適用期間を通知します。
なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方に送付します。
不承認の場合は、本人にのみ通知を送付します。
- 提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された返還期限猶予は取り消されます。
- マイナンバーの提出により省略できる証明書類については事由により異なります。証明書一覧で確認してください。

年間収入(税込)が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、必ず確認してください。

★ 奨学生本人の年間収入が300万円(税込)(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える場合は、以下の控除項目に該当し、
控除後の年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)以下になることを確認して、返還期限猶予を願い出ください。
願出にあたってはホームページに別途掲載の「控除計算表」も提出してください。なお、控除項目1～6は「控除計算表」に記載の証明書も必要です。

※追加の書類の提出を依頼する場合があります。

※審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

控除項目		内容
1	奨学生本人の被扶養者にかかる控除	①証明書で被扶養者がいることを確認できる場合に控除 ②被扶養者1人につき38万円控除
2	奨学生本人の被扶養者でない、親への援助	①親を奨学生の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。 ②年間38万円上限(父と母が別居の場合で各々に援助している場合は、1世帯につき年間38万円上限(合計76万円))までの実費を控除 ③父・母が生活保護を受給している場合は認められません。
3	奨学生本人の被扶養者でない、他の親族への援助 (2親等以内で配偶者・子を除く)	①「2.親への援助」に加えて援助が必要な場合のみ(対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。) ②兄弟姉妹の場合は、学生に限ります。 ③年間38万円上限までの実費を控除 ④援助の受領者が生活保護を受給している場合は認められません。
4	奨学生本人にかかる医療費	①奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
5	奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助	①奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
6	(「災害」事由に限る)住宅取得経費、 自宅修理費、車・家財購入経費	①奨学生本人が罹災し、住宅取得経費・自宅修理費、車・家財購入経費等、災害にかかる支出がある場合 ②奨学生本人名義、または支払い者が奨学生本人の領収証、ローン明細書等により証明される年間支出額を控除

返還期限猶予願【提出前チェックシート】

返還期限猶予願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは猶予願と一緒に提出してください。

奨学生番号：

氏 名：

【複数の奨学生番号をお持ちの方】
・全ての奨学生番号について返還期限猶予を願い出る場合
→1枚の願出用紙で申請可能です。チェックシートも1枚提出してください。
・減額返還と返還期限猶予の両方を申請する場合
→減額返還及び返還期限猶予それぞれに願出用紙の記入及び願出事由に
合った証明書が必要です。チェックシートも2枚提出してください。

項番	点 検 事 項	左の項目を確認し、「はい」を○で囲む
----	---------	--------------------

【願出様式の表面】

返還期限猶予 をご希望の方共通

1	黒または青の摩擦等で消えないボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆・消えるボールペンでの作成は不備となり返送されます。	はい
2	日付を記入しましたか。 ※作成した年月日を記入してください。	はい
3	「全ての奨学生番号について希望」または「右欄に記入の奨学生番号について希望」のいずれかの □に✓を入れ、希望する奨学生番号を記入しましたか。 ※「全ての奨学生番号」にチェックがない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号を希望する場合は、全ての奨学生番号を記入してください。	はい
4	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先の記入に間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。 本機構で登録を変更します。	はい

・第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得運動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者) に該当する方のみ記入

5	「配偶者又は扶養親族となって □いる □いない」のいずれかの□に✓を入れましたか。 ※記入漏れは不備となり返送されます。	はい
6	願出の事由が「経済困難」で、奨学生が配偶者又は親等の被扶養者となっている場合、被扶養者の要件 のいずれかに該当する方は、要件に該当する証明書と事情書も併せて添付しましたか。 ※ホームページ等(「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得運動返還型無利子奨学金」 (平成24～28年度採用者))で「被扶養者の要件」及び添付証明書、事情書を確認してください。	はい

返還期限猶予 をご希望の方共通

7	希望猶予期間の開始時期についていずれかの□に✓を入れましたか。	はい
8	希望猶予期間の「できるだけ早い時期～」を選択の場合、猶予終期のいずれかの□に✓を入れましたか。	はい
9	希望猶予期間の「(西暦) 年 月～」を選択した場合、次回返還期または希望する年月から1年以内を 記入しましたか。(1年＝12か月以内。例：10月から猶予希望の場合、最長で翌年の9月まで。)	はい
10	添付した証明書は願出の事由に合っていますか。 (マイナンバーの提出により提出を省略できる証明書があります。) ※証明書一覧またはホームページで添付する証明書を確認してください。	はい
11	添付した証明書は希望の猶予期間に合っていますか。	はい
12	願出の事由を選択しましたか。	はい
13	保険証申告欄に記入しましたか。 ※証明書一覧に「健康保険証の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合。 ※保険証のコピーを提出する場合は、「記号・番号・二次元コード」を黒塗り(マスキング)したか確認してください。	はい
14	マイナンバーを提出できない場合は、その旨を【特記事項欄】に記入しましたか。 願出にはマイナンバーの提出が必要です。「マイナンバー提出書」とマイナンバー提出に必要な証明書類を 用意してください。(マイナンバーをすでに機構に提出済みの方およびマイナンバーを提出できない人は除く。)	はい

【願出様式の裏面】

給与所得者で年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は年間所得が200万円)を超える方 のみ記入

15	②裏面の「控除項目」に該当しますか。	はい
16	年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方は、「年間収入 が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のための控除計算表」で控除額 を計算し、年間収入(税込)が300万円(所得200万円)以下となることを確認しましたか。	はい
17	②裏面の「控除項目」1～6に該当する場合は、「控除計算表」に記載の証明書類を用意しましたか。	はい

○返還期限猶予が承認されるまでの間、口座振替(リレー口座)による振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。
○記入漏れや記入不備、証明書不備等の場合は返送されます。返送された場合は、書類を改めて提出する必要があります。
○転居の届出を怠ったために延滞し、その結果複数年の猶予を申請するときには、追加で「住所変更届出失念理由書」の提出を求めることが
あります。
○返還期限猶予の願出にはマイナンバーの提出及び事由に合った証明書の添付が必要です。

【提出先】 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口←専用郵便番号のため左記の郵便番号と宛名のみで届きます。

ホームページの掲載内容も確認していただくなど、不備による返送とならないように十分注意してください。

返還期限猶予について https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html